

事務連絡
令和6年9月13日

関係法人 ICT導入担当者 様

長崎県障害福祉課自立就労支援班

「令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業」の
国庫補助協議にかかる書類の提出について（依頼）

平素より、本県の障害福祉行政の推進に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本件につきましては、厚生労働省から国庫補助追加協議の依頼がありましたので、下記をご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象者

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者

※長崎市及び佐世保市が指定する事業所は対象外としております。

※令和6年度中に確実に事業完了（支払いまで完了）できるもののみ対象とします。

2. 提出書類

- ① 様式第1号（word形式）
- ② 別紙3、4（Excel形式）
- ③ 見積書（最低2者）（PDF形式）
- ④ カタログ、仕様書等（PDF形式）

3. 提出期限

令和6年9月27日（金）

※期限後のご提出は受付致しかねます。

4. 提出方法

下記宛にメールにて提出ください。

MAIL: shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp

※協議は事業所ごとの受け付けとなりますので、複数事業所を協議する法人においては複数回申請が必要となります。

5. 事業所の選定について

予め優先順位を設定させていただきます。予算の都合上、ご提出いただいても補助できない場合がありますので、予めご了承願います。

○国の要綱による優先的採択の要件

以下をすべて満たす事業は優先的に採択するとされています。

- ① 補助事業の交付申請時に「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込であることを県が認めたこと
- ② ICT 導入により超過勤務手当等の経費に金銭的余剰が出た場合に、余剰分を利用者が受けるサービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取り組みに使用し、その旨を職員に周知することを申し出ること

○県独自の優先順位

ICT機器の導入効果が高く、好事例として活用できるもの

- ① 他事業所からの見学等の申し出があれば必ず受け入れられる事業所
- ② 導入による変化(改善点・課題等)を職員間で共有する場を設け、内容を県へ情報提供できる事業所
- ③ 年間業務想定削減率が高い事業所
- ④ 未だ導入していない ICT 機器を導入する事業所
- ⑤ 職員数(常勤換算数)が多い事業所(記録作業や情報共有の頻度が多いことが考えられるため)

6. 対象経費、補助額について

(1) 対象経費

- ア 情報端末(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム)
- イ ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)
- ウ 通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)
- エ 保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策など)

いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

(2) 補助額

1つの施設・事業所あたりの補助基本額：100万円

(3) 負担割合

国1/2、県1/4、事業所1/4

(補助額) = { (実支出額-寄付金等収入額) か (基準額) のいずれか低い額 } × 3/4
または、(予算の範囲内で知事が定める額)

7. 補助要件について(抜粋)

- ① 県が実施する ICT 導入に伴う研修会を受講すること
- ② 客観的かつ定量的な指標に基づき ICT 導入前後の比較を行い生産性向上による業務効率化及び負担軽減の効果を報告すること

③ 導入製品の内容や導入効果等についてHPに公表すること

④ 国・県のホームページ等への公表を了承すること

⑤ 複数見積から最低価格を提示した業者を選定すること

上記以外にも、複数要件がありますので要綱等をよくご確認ください。

8. その他

本調査の回答をもって、補助をできるという確約にはなりませんので、念のため申し添えます。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県障害福祉課 自立就労支援班 入江

[TEL:095-895-2455](tel:095-895-2455) [FAX:095-823-5082](tel:095-823-5082)

MAIL: shougai Fukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp